

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部

第 6 6 回 本 部 会 議

日時：令和3年7月20日（火） 17：00～

場所：本庁3階テレビ会議室等

1 開 会

2 議 事

- (1) 札幌市を対象とした「まん延防止等重点措置」の国への要請及び「夏の再拡大防止特別対策」の改訂について（協議事項）

3 閉 会

- | | |
|-----|-------------------------|
| 資料1 | 道内の感染状況等について（案） |
| 資料2 | 札幌市の感染状況について |
| 資料3 | まん延防止等重点措置の実施に向けて |
| 資料4 | 夏の再拡大防止特別対策（案） |
| 資料5 | 夏の再拡大防止特別対策（道案）に対する主な意見 |
| 資料6 | 安全な観戦スタイルの呼びかけについて |

道内の感染状況等について (案)

【令和3年7月20日】

主な指標の状況

	医療提供体制等の負荷			監視体制	感染状況		
	病床全体	うち重症者用病床	療養者数	検査陽性率	新規感染者数	先週1週間との比較	感染経路不明割合
全道 (7/19)	322床 ↗	9床 ↘	859人 ↗	3.3% ↗	581人/週 (11.0人) ↗	1.53 ↗	51.8% ↗
うち札幌市内	167床 ↗	4床 →	568人 ↗	5.2% ↗	445人/週 (22.8人) ↗	1.95 ↗	52.8% ↘
道ステージ4基準 (国ステージIII)	350床	35床	796人	10%	796人/週 (15.0人)	増加	50%
道ステージ3基準	250床	25床	増加	増加	133人/週 (2.5人)	増加	50%

※()は10万人あたりの新規感染者数 ※各指標の動向(矢印)は、1週間前との比較

国の分科会提言で示された新たな指標

	医療提供体制等の負荷			監視体制	感染の状況		
	①医療の逼迫具合		②療養者数	③PCR陽性率	④新規陽性者数	⑤感染経路不明割合	
	入院医療	重症者用病床					
全道 (7/19)	確保病床の使用率 16.1%	入院率 37.5%	確保病床の使用率 6.1%	16.2人	3.3%	11.0人	51.8%
うち 札幌市内	27.7%	29.4%	7.0%	29.0人	5.2%	22.8人	52.8%
国 ステージⅣの 指標	確保病床の使用率 50%以上	入院率 25%以下	確保病床の使用率 50%以上	30人 /10万人以上	10%以上	25人 /10万人/週以上	50% 以上
国 ステージⅢの 指標	確保病床の使用率 20%以上	入院率 40%以下	確保病床の使用率 20%以上	20人 /10万人以上	5%以上	15人 /10万人/週以上	50% 以上

2

最近の感染状況等について①

【感染状況】

- 全道の新規感染者数は、先週今週比が14日連続で増加となるなど、増加傾向が続いている。
- 特に札幌市においては、全道の約75%を占め、全体の感染者数を押し上げている。また感染経路不明割合が高く、本人の気づかないところで感染する見えない感染の連鎖が起き、市中での感染が拡がりつつある。
- 札幌市以外の地域では、事業者や学校での集団感染のほか、飲酒を伴う会食の場での感染などにより、感染者数が増加した地域が見られるものの、新規感染者数は横ばいで推移。

【デルタ株】

- 道内のデルタ株の疑い確認事例は、増加が続いており、確認事例の約7割が札幌市に集中している。感染経路が不明な事例も増加している。

【医療提供体制】

- 全道、札幌市内ともに、入院患者数、療養者数は、再び増加している。

【ワクチン】

- 道内における接種率は、7月18日現在、1回目28.4%、2回目15.8%。このうち、65歳以上の高齢者への接種は、1回目75.2%、2回目47.5%が終了した。

3

最近の感染状況等について②

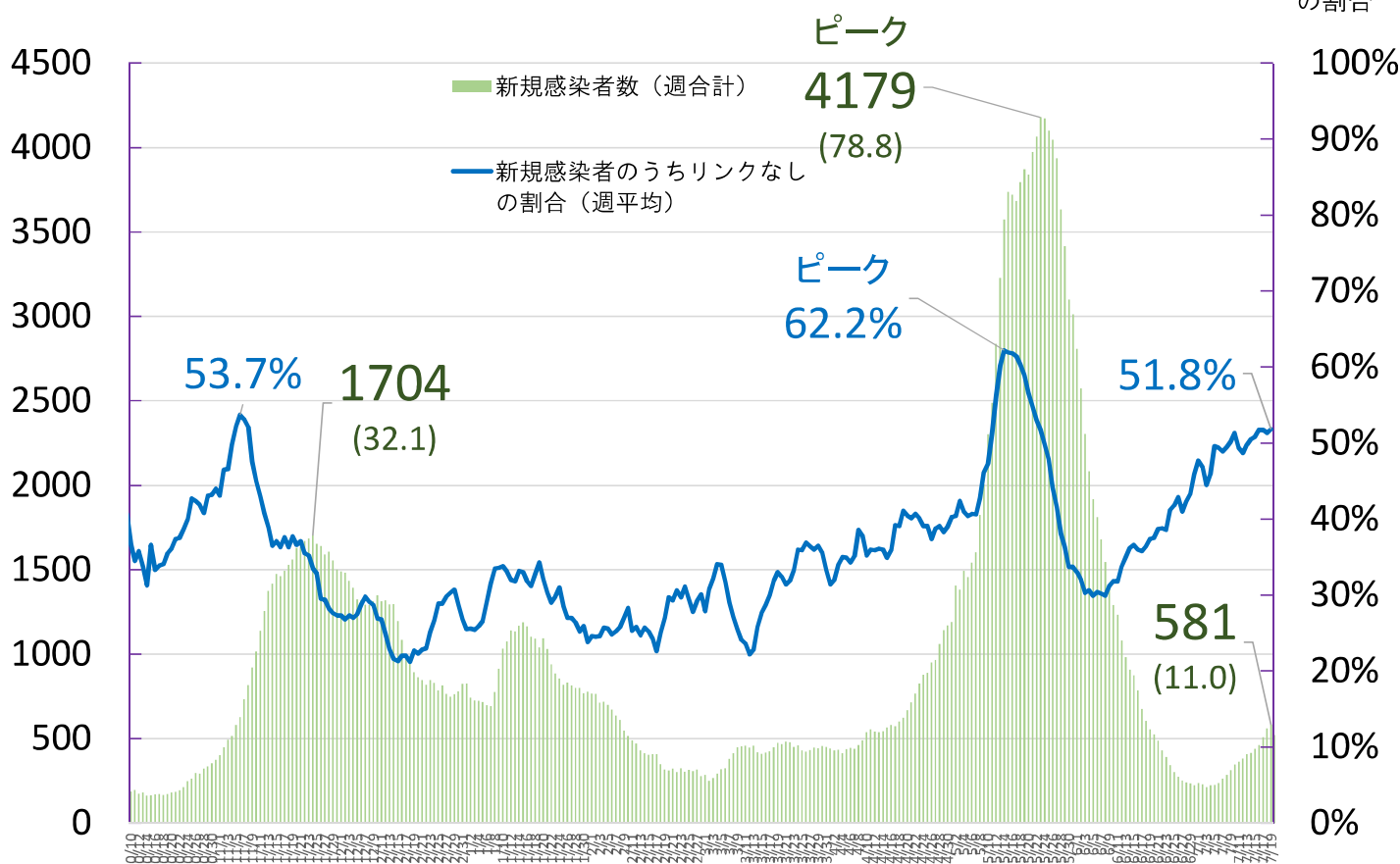
【今後の対策】

- 札幌市内においては、新規感染者数の増加傾向が顕著となり、デルタ株の市中への広がりが強く懸念される状況にある。また、今後、大型連休など人の移動の活発化が想定される。今後の爆発的な感染拡大を防止するため、市内における人と人との接触を抑えることが必要であり、札幌市を道の警戒ステージ4相当として、強い対策を講じるとともに、同市を対象としたまん延防止等重点措置の実施を国へ要請する。
- 全道においては、札幌市の感染拡大が全道へ波及することを防ぐために、同市との不要不急の往来を控えることについて、一層の徹底を図る。
- さらに、来道を検討されている方に対し、国が羽田空港等で実施する搭乗前モニタリング検査の積極的な活用など、体調管理や感染防止対策の徹底を強く働きかける。
- ワクチン接種については、発症予防、重症化予防とともに、感染予防効果を示唆する報告もあり、引き続き、供給スケジュール等について国から情報収集しながら、市町村へのきめ細かな支援を行うなど、希望する方が一日も早くワクチン接種を終えることができるよう取り組む。

感染状況(全道)

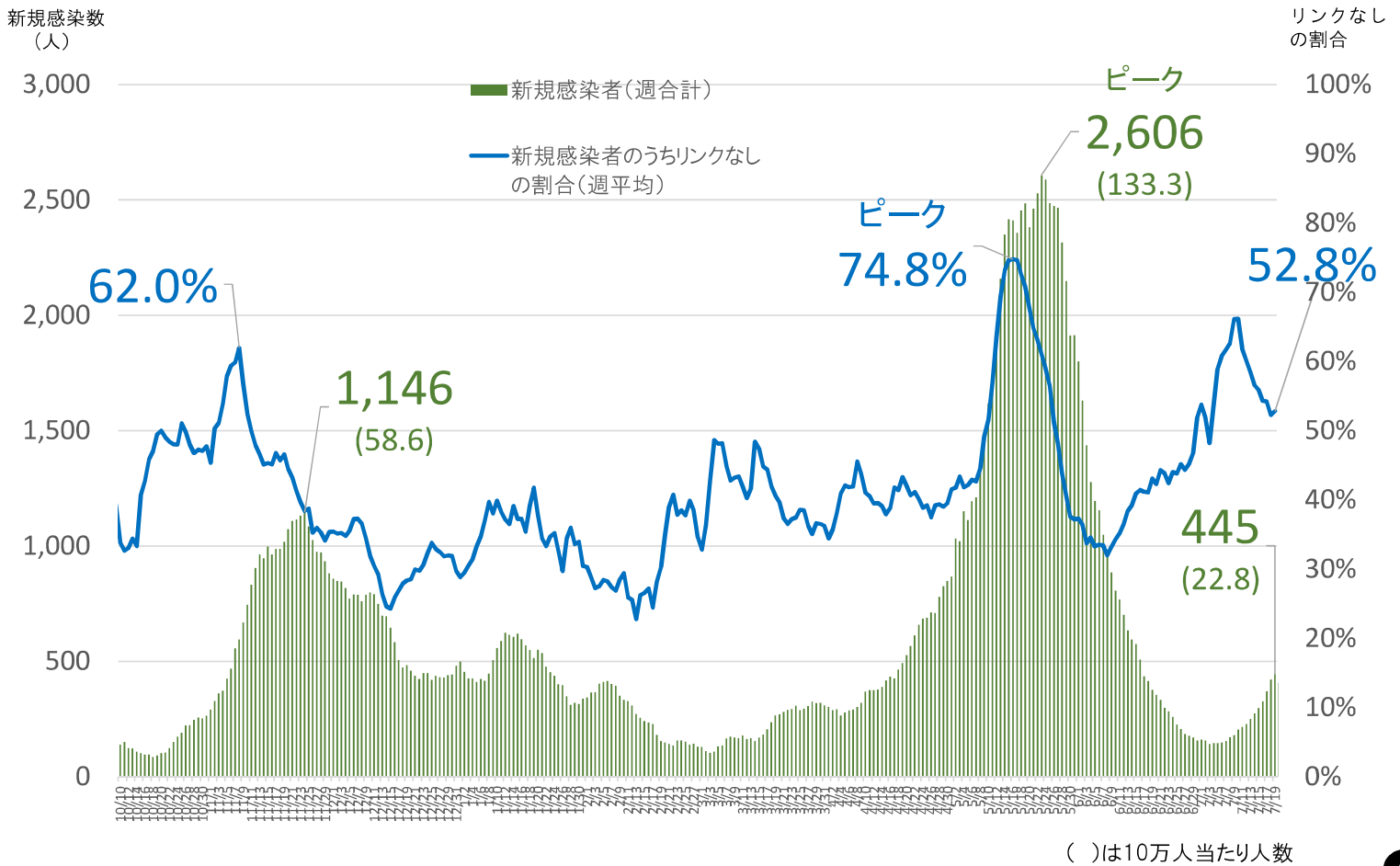
新規感染数(人)

リンクなしの割合



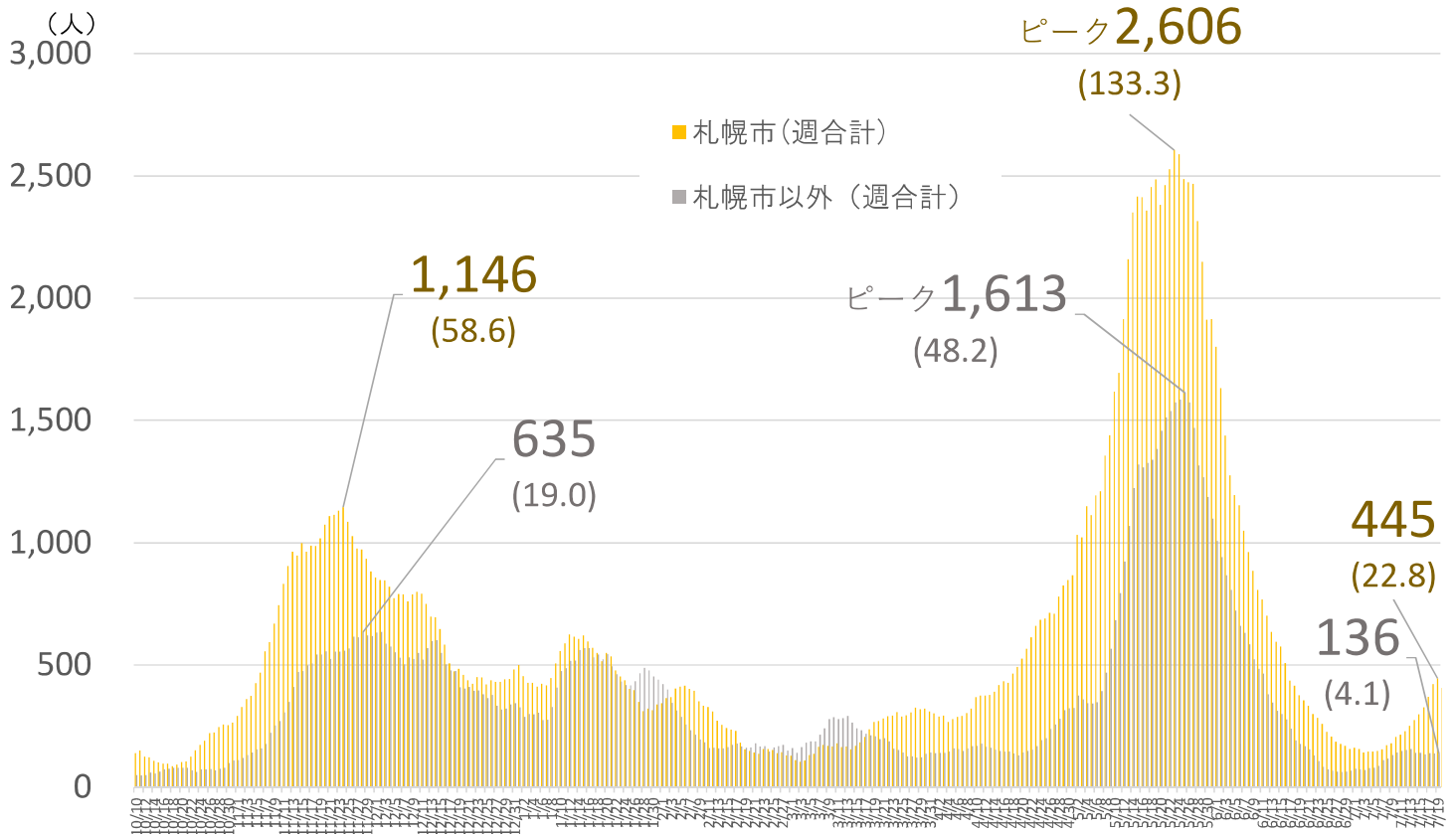
()は10万人当たり人数

札幌市の感染状況



6

新規感染者数(札幌市／札幌市以外)



※7日間合計で集計。「札幌市」には、札幌市が居住地非公表として発表した者並びに札幌市以外が札幌市居住として発表した者及び居住地を「その他」として発表した者のうち札幌市居住である者を含む。

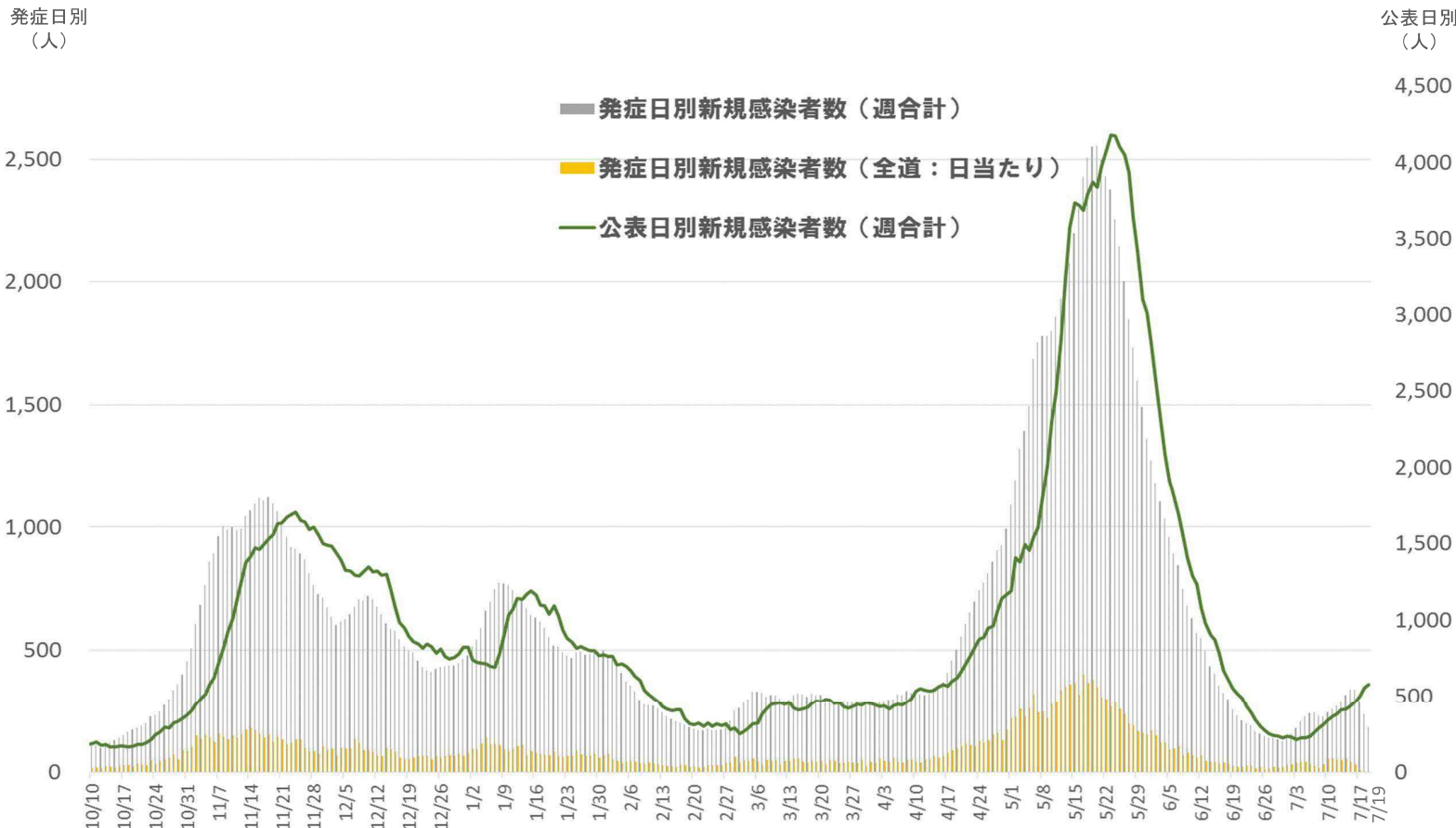
7

地域別の感染状況

	空知	石狩 (札幌除く)	札幌市	後志	胆振	日高	渡島	檜山	上川	留萌	宗谷	オホーツク	十勝	釧路	根室	道外	合計
7/6 ～ 7/12	6	16	228	8	3	0	25	0	34	3	1	43	10	1	0	2	380
7/13 ～ 7/19	1	24	445	7	22	2	10	0	18	0	2	32	9	4	1	4	581

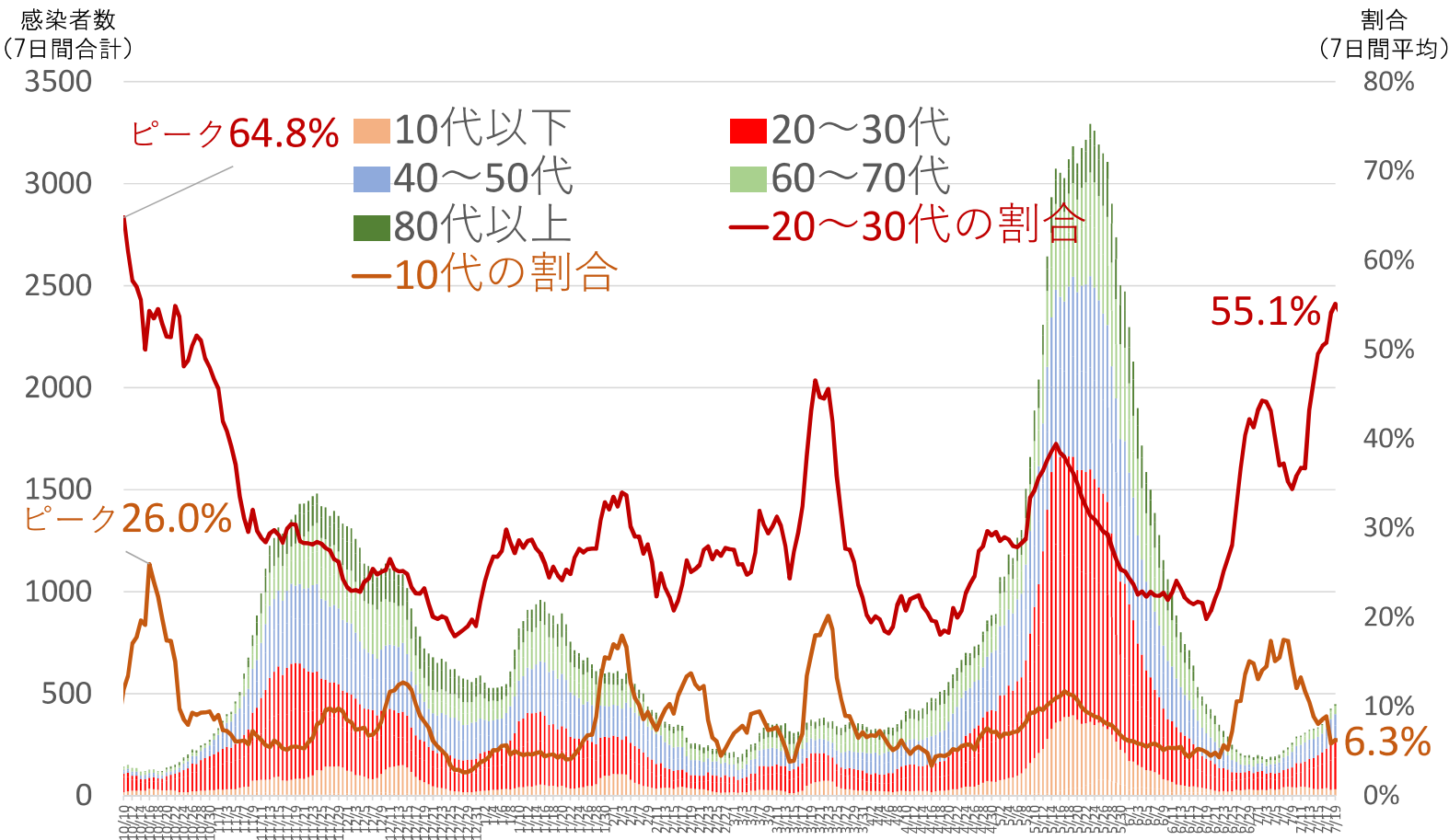
※「居住地」により整理。なお、居住地非公表として発表した者等は、各振興局等に含めて計上。

発症日別～公表日別の新規感染者数(全道)



※発症日別新規感染者数については、調査に時間を要するため、数日前のデータとなる。
 ※無症状者及び発症日不明者があるため、発症日別と公表日別の公表人数が異なる。

年代別感染者数の推移(全道)



(新規感染者のうち年齢公表分を集計)

年代別新規感染者の割合

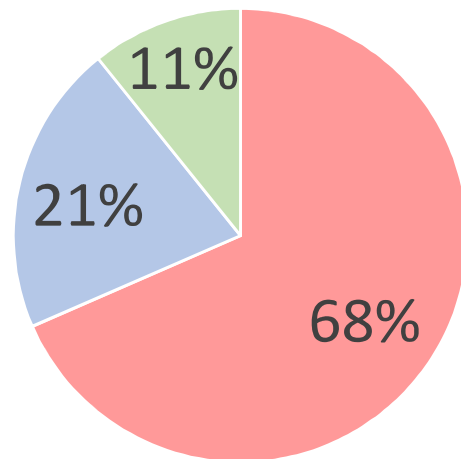
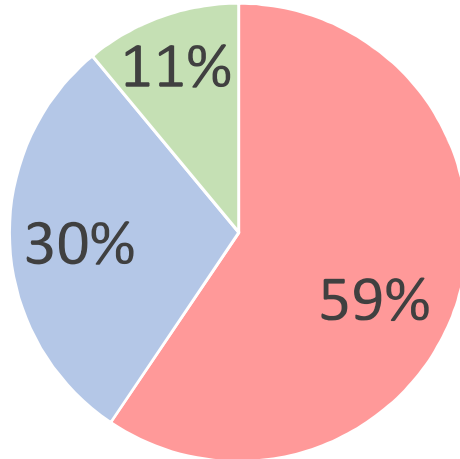
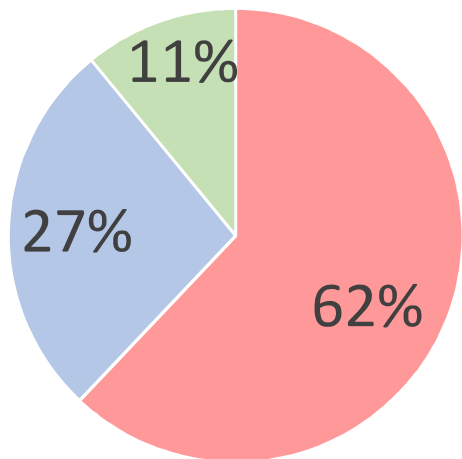
7日間合計 (7 / 13 ~ 7 / 19)

30代以下 40～50代 60代以上

全道

札幌市

札幌市以外

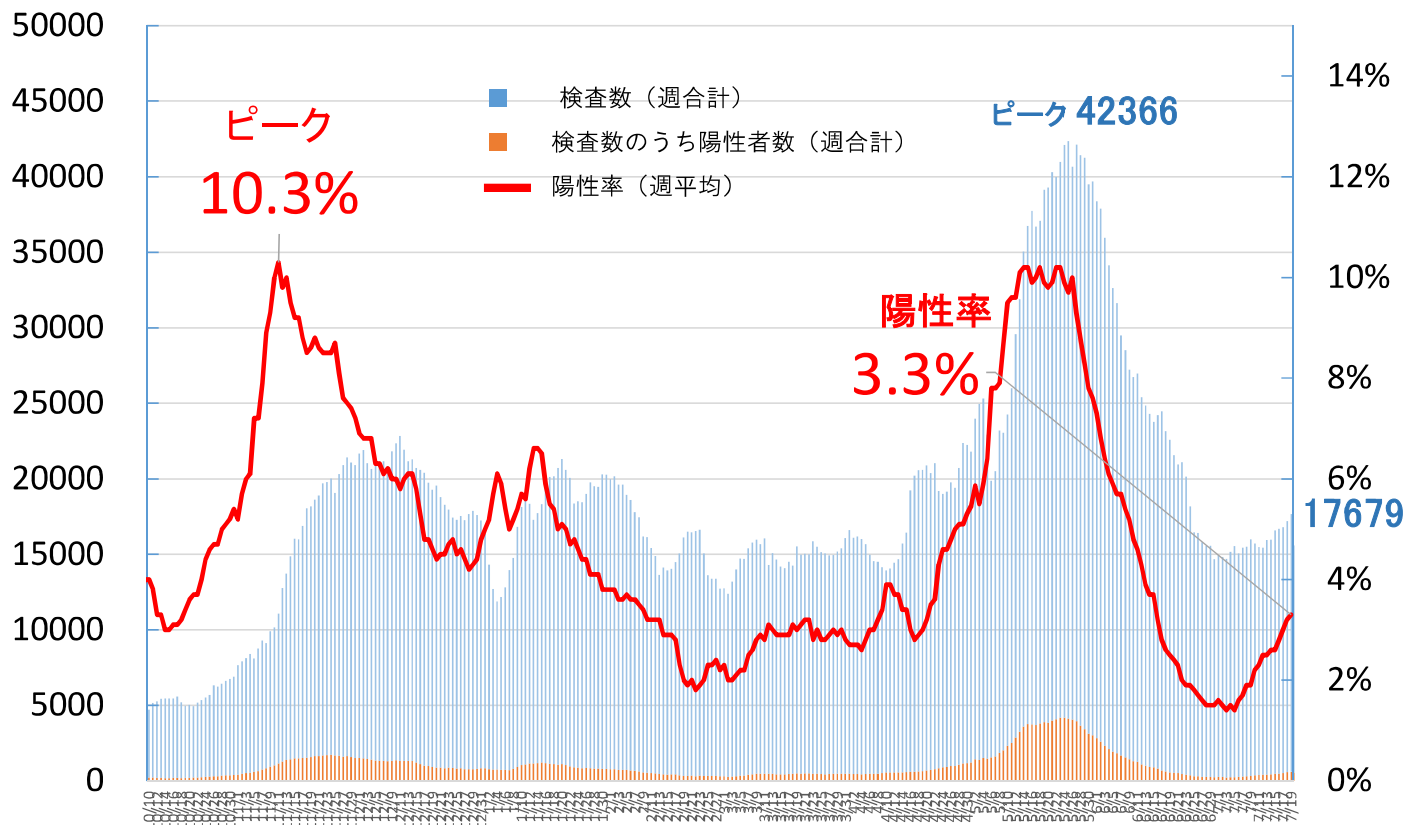


(新規感染者のうち年齢公表分を集計)

監視体制(陽性率と検査数)(全道)

検査数(人)

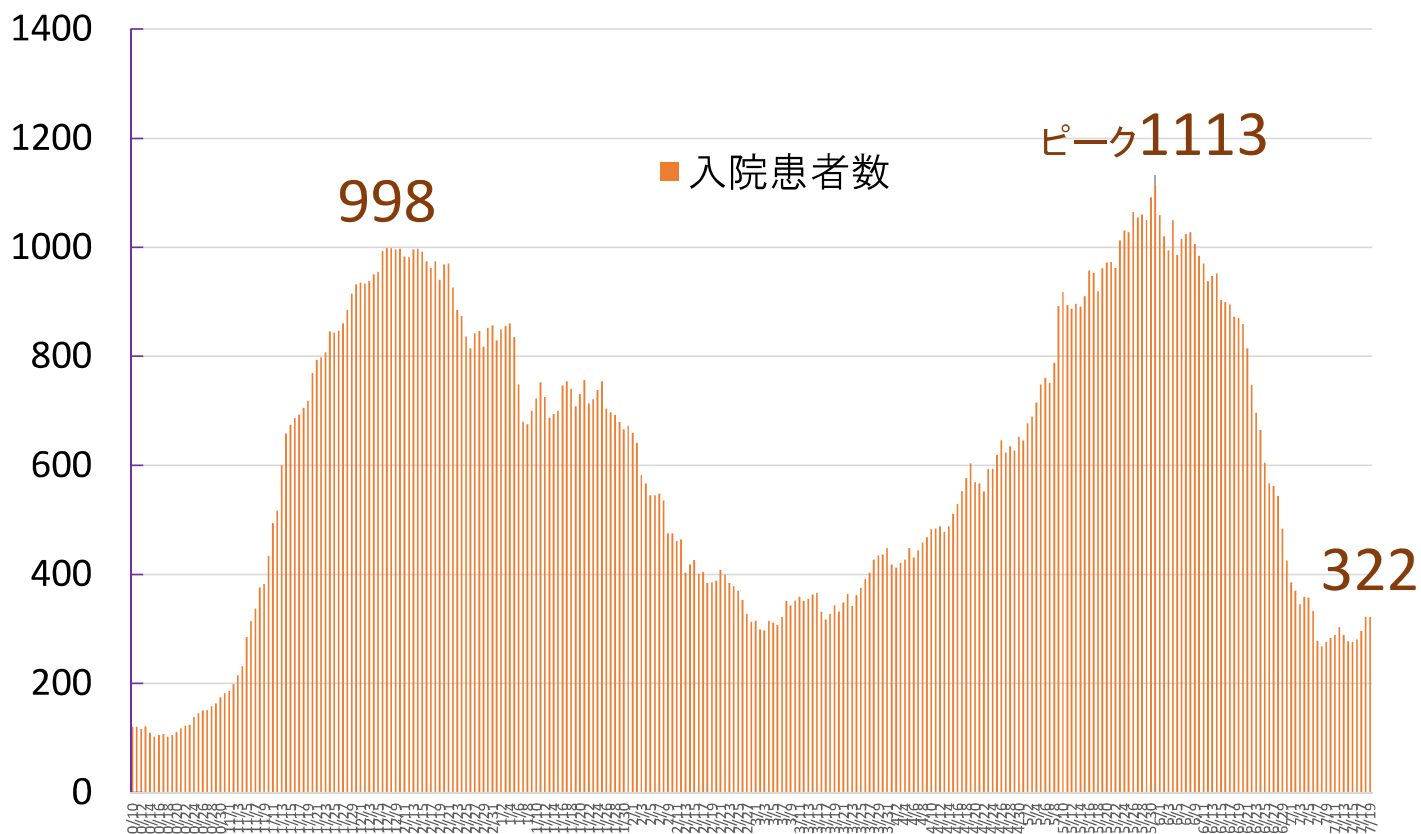
陽性率



12

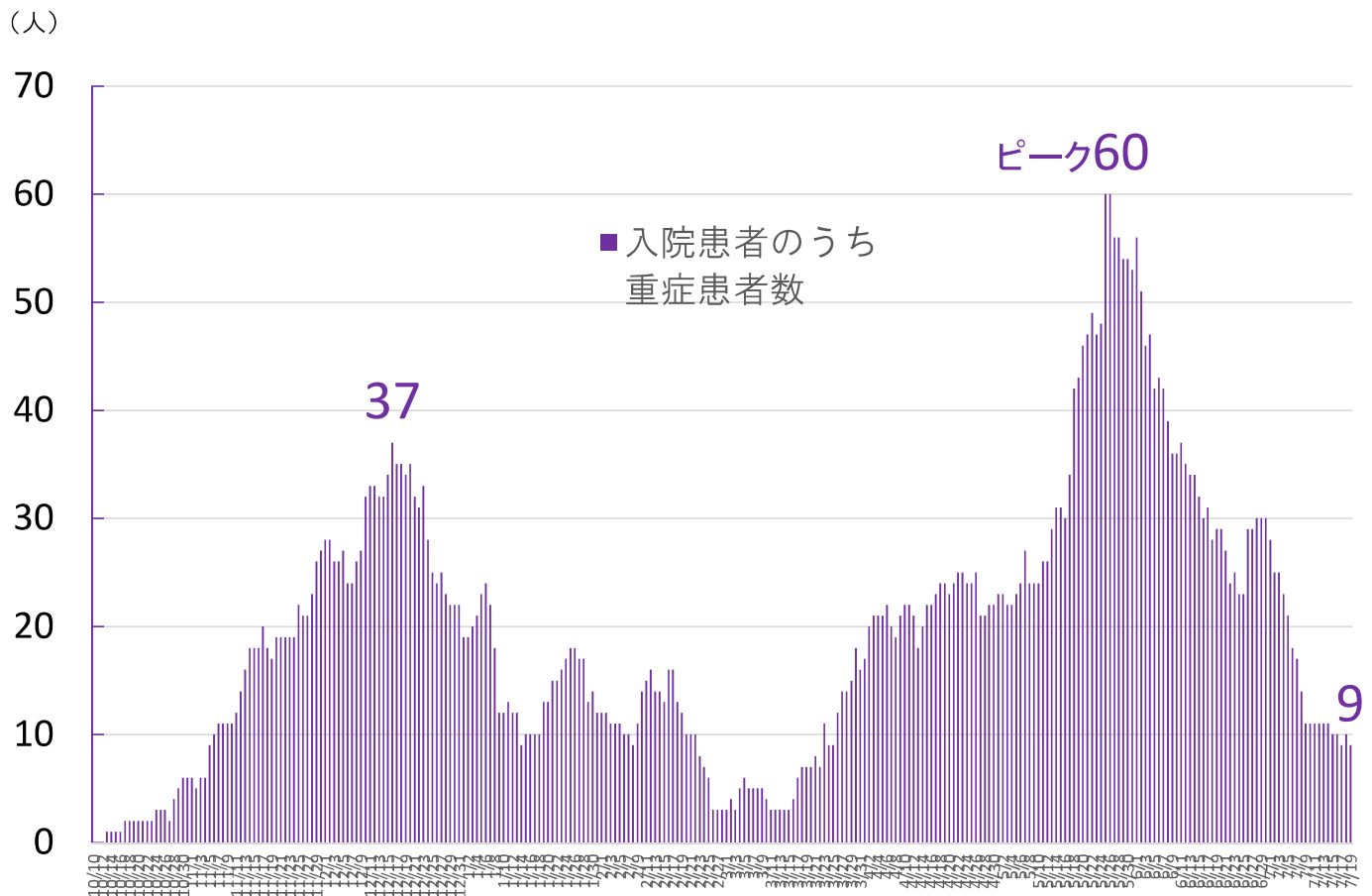
医療提供体制等の負荷(病床全体)(全道)

(人)



13

医療提供体制等の負荷(重症者用病床)(全道)



集団感染の発生状況(全道)

	3月	4月	5月	6月	7月 (7/1~19)
医療施設 福祉施設	14件 (294人)	23件 (512人)	86件 (1899人)	22件 (220人)	2件 (19人)
事業所等	9件 (110人)	9件 (81人)	36件 (605人)	26件 (260人)	9件 (58人)
飲食店等	8件 (96人)	14件 (102人)	13件 (134人)	2件 (16人)	2件 (14人)
学校	5件 (84人)	7件 (113人)	23件 (234人)	9件 (89人)	4件 (56人)
合計	36件 (584人)	53件 (808人)	158件 (2872人)	59件 (585人)	17件 (147人)

※「飲食店等」には、接待を伴うもの及び飲食を伴う行事(集会・イベント等)を含み、その他の行事については、「事業所等」に含めている。

集団感染の発生状況(札幌市／札幌以外)

	6/29～7/5		7/6～12		7/13～19	
	札幌市	札幌以外	札幌市	札幌以外	札幌市	札幌以外
医療施設 福祉施設	1件 (5人)	1件 (8人)	—	—	2件 (19人)	—
事業所等	—	1件 (6人)	—	2件 (14人)	6件 (38人)	—
飲食店等	—	—	—	1件 (9人)	—	1件 (5人)
学校	—	1件 (19人)	—	1件 (15人)	1件 (8人)	1件 (14人)
合 計	1件 (5人)	3件 (33人)	—	4件 (38人)	9件 (65人)	2件 (19人)

※「飲食店等」には、接待を伴うもの及び飲食を伴う行事(集会・イベント等)を含み、その他の行事については、「事業所等」に含めている。

16

新型コロナワクチン接種の取組状況等について(接種率等)

1 ワクチン接種状況について(7/18現在)

区分	第1回目		第2回目	
	接種者数	接種率	接種者数	接種率
北海道	1,493,346	28.4%	834,558	15.8%
うち65歳以上	1,244,790	75.2%	786,495	47.5%
(参考) 全国	36,271,742	28.5%	21,931,026	17.3%
うち65歳以上	28,978,924	81.7%	20,529,735	57.9%

※接種率は令和2年1月1日現在住民基本台帳の人口に対する割合(医療従事者等の接種回数は含まない。全国の数値は国の「ワクチン接種状況ダッシュボード」による)。なお、上記はVRSの入力値に基づくものであり、実際の接種率より低い場合があることに留意。

17

新型コロナワクチン接種の取組状況等について(接種率等)

2 高齢者(65歳以上)向け接種について

※道内高齢者人口区分別接種状況

高齢者人口区分 (市町村別)	市町村数	高齢者 人口(人)	接種率		
			7/18時点		7/13時点比 (1回目)
			1回目	2回目	
10万人以上	2	644,873	64.3%	34.7%	+ 7.2 pt
5万人以上	2	146,108	80.7%	50.0%	+ 3.8 pt
3万人以上	6	249,767	77.2%	48.6%	+ 3.8 pt
1万人以上	12	200,028	83.0%	51.6%	+ 2.8 pt
5千人以上	23	165,833	81.7%	58.0%	+ 3.3 pt
3千人以上	21	79,529	84.9%	67.3%	+ 1.0 pt
1千人以上	85	151,058	88.4%	66.8%	+ 1.2 pt
1千人未満	28	19,151	88.2%	76.6%	+ 0.2 pt

※VRSの入力値に基づくものであり、実際の接種率より低い場合があることに留意。

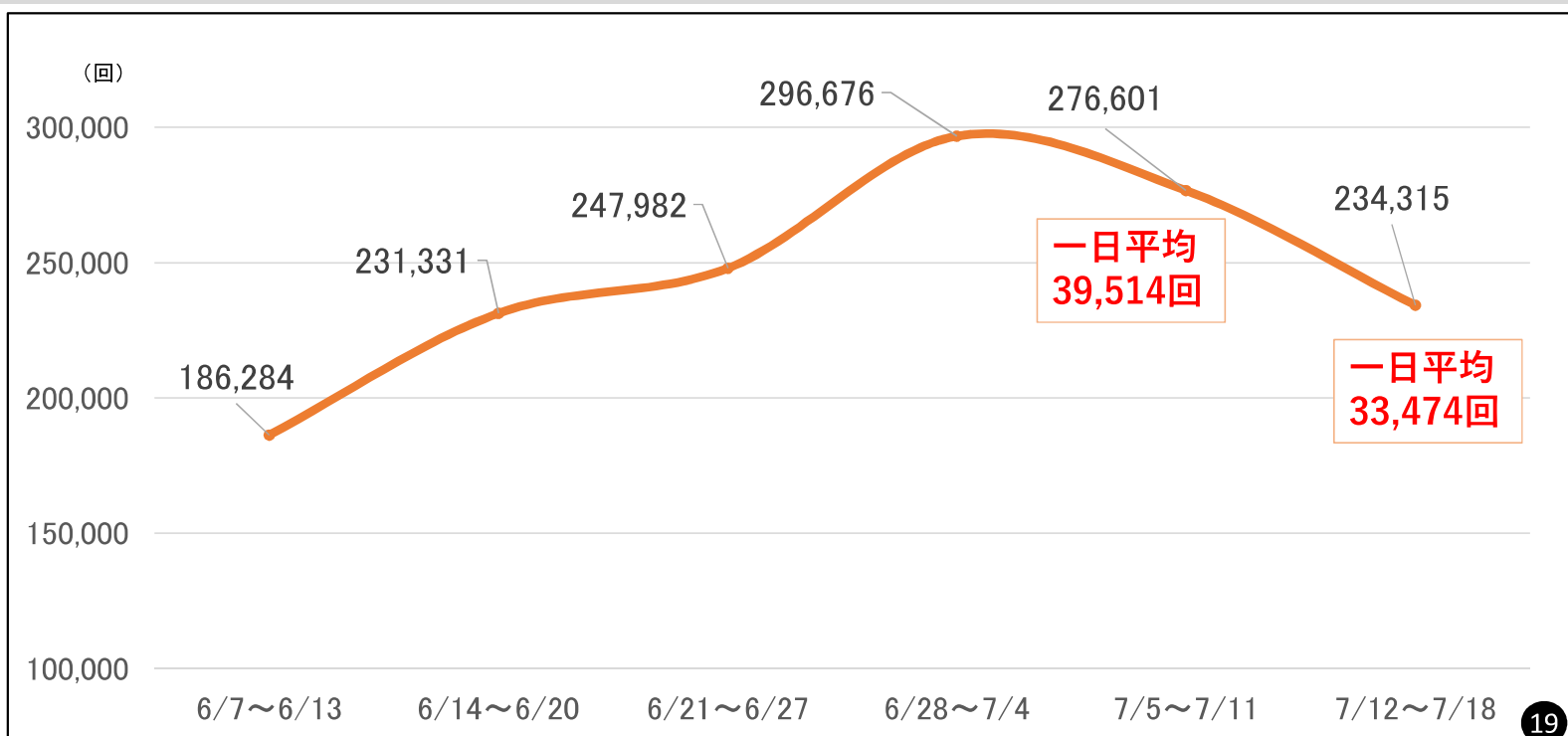
18

新型コロナワクチン接種の取組状況等について(接種回数)

3 直近1週間における接種回数(65歳以上の高齢者)

■ 7月12日～7月18日：23万4,315回(一日平均:3万3,474回)

4 1週間毎の接種回数推移(65歳以上の高齢者)



19

新型コロナワクチン接種の取組状況等について(接種の促進)

5 高齢者向け接種及び職域接種

- 65歳以上の高齢者への接種は、7月18日現在、1回目75.2%、2回目47.5%が終了。VRSへ実績が反映されるまで一定の時間を要することを踏まえると、現時点で正確な状況を把握することは難しいが、多くの市町村で1回目接種率80%を超えるなど、順調に進捗。

引き続き、重症化リスクの高い高齢者の方々に、一日も早くワクチン接種を受けていただくため、市町村が行う集団接種に対する支援に加え、医療機関において実施される個別接種や集団接種に係る働きかけにも取り組む。

- 道医師会や札幌大等と連携・協力の下、札幌圏に6月19日から8月13日(予定)までの間、道直営の集団接種会場「北海道ワクチン接種センター」を設置。

[7月16日までの接種状況(1回目接種終了[暫定値])]

接種回数 19,597回(うち対象自治体(5市1町)分 17,732回、その他1,865回)

- 職域接種については、引き続き、国や道内企業の動向についての情報収集のほか、道ホームページによる情報提供に努めるとともに、必要に応じて国に対して要望等を実施。

20

デルタ株の検査状況

期間	スクリーニング 検査数	デルタ株 疑い事例	スクリーニング 検査陽性率(※)
----	----------------	--------------	---------------------

6/29~7/5

208

2

1.0%

7/6~12

267

71

28.1%

7/13~19

373

145

41.1%

全道分累計
(6/4~7/19)

2013

219(38)

11.6%

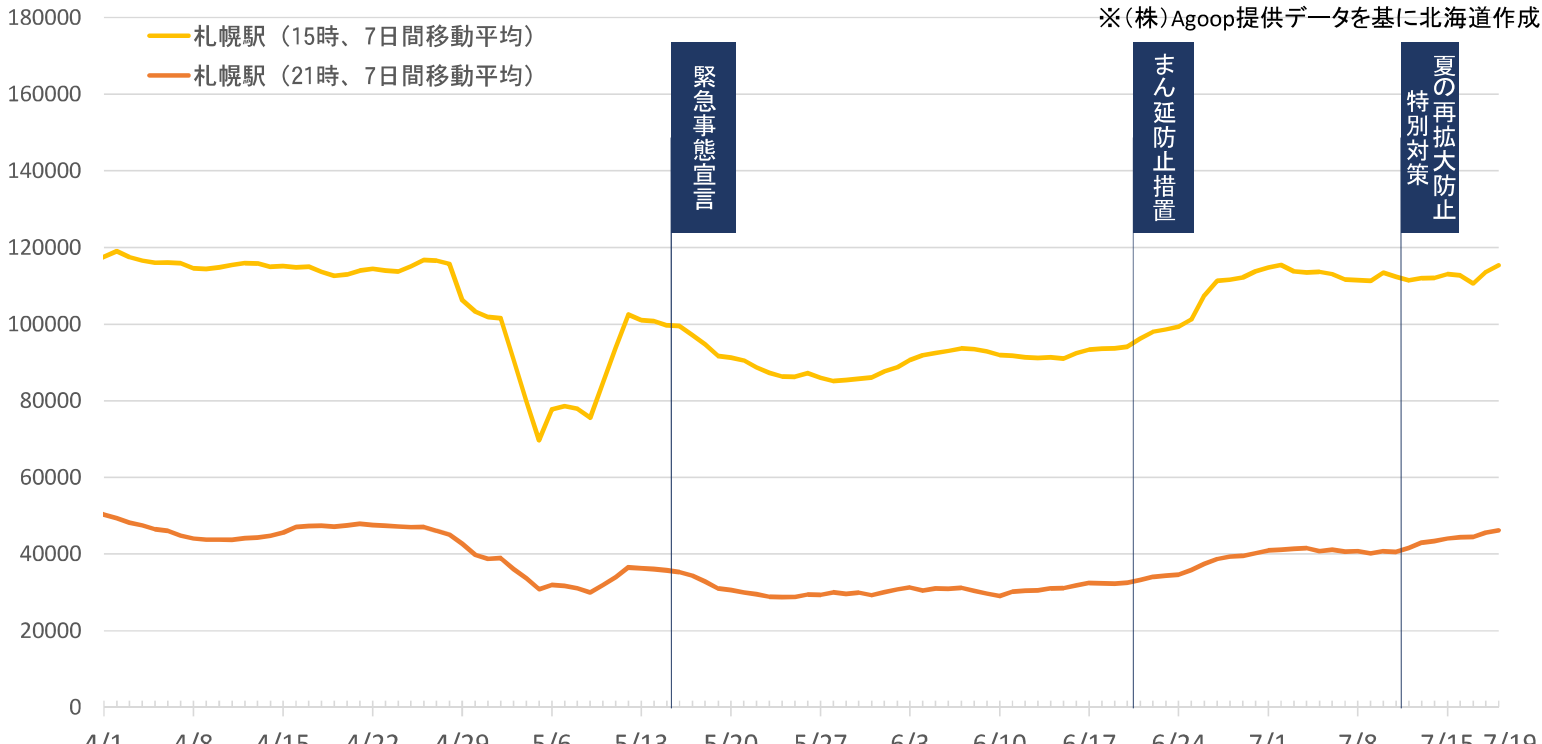
【うち札幌市 155】

※スクリーニング検査数から検出不能な検体数を除いて陽性率を算出

※()書きは、うち確定数

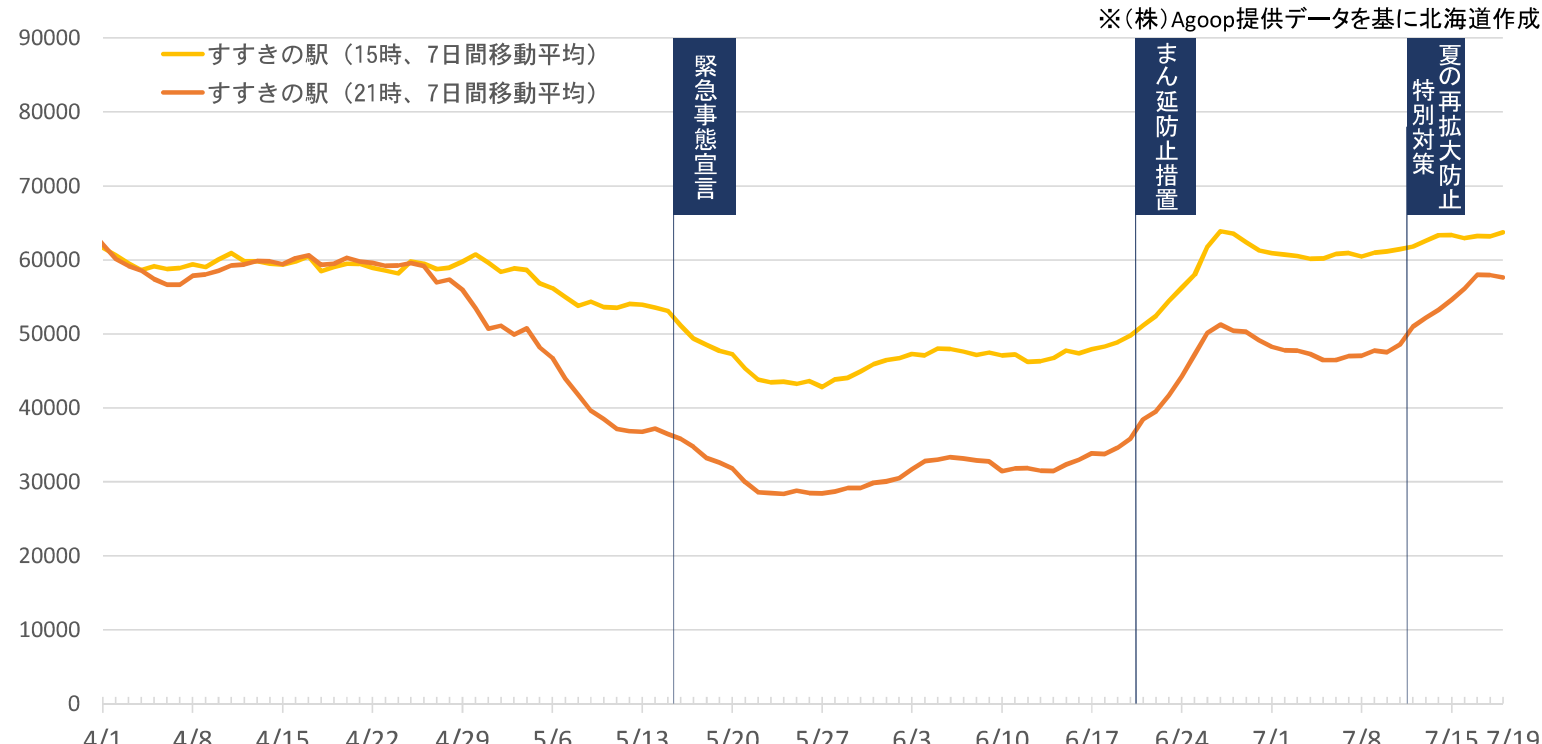
21

札幌駅周辺の人出



① 緊急事態宣言前との比較(人)				② まん延防止等重点措置前との比較(人)				③ 夏の再拡大防止特別対策前との比較(人)			
	R3.5.15	R3.7.19	(5/15比)		R3.6.20	R3.7.19	(6/20比)		R3.7.11	R3.7.19	(7/11比)
15時	99,695	115,424	(+15.8%)	15時	94,138	115,424	(+22.6%)	15時	112,410	115,424	(+2.7%)
21時	35,752	46,136	(+29.0%)	21時	32,540	46,136	(+41.8%)	21時	40,509	46,136	(+13.9%)

すすきの駅周辺の人出



① 緊急事態宣言前との比較(人)				② まん延防止等重点措置前との比較(人)				③ 夏の再拡大防止特別対策前との比較(人)			
	R3.5.15	R3.7.19	(5/15比)		R3.6.20	R3.7.19	(6/20比)		R3.7.11	R3.7.19	(7/11比)
15時	53,101	63,749	(+20.1%)	15時	49,760	63,749	(+28.1%)	15時	61,453	63,749	(+3.7%)
21時	36,440	57,631	(+58.2%)	21時	35,791	57,631	(+61.0%)	21時	48,548	57,631	(+18.7%)

まん延防止等重点措置の実施に向けて

- 札幌市においては、新規感染者数が急速に増加し、国のステージⅣの水準に近づきつつある。また、入院者数や療養者数についても、国のステージⅢの水準を超える状況。
- ゴールデンウィークの際の急速な感染拡大の経験も踏まえると、アルファ株より感染性が高いデルタ株も考慮した早めの対応が必要であり、まん延防止等重点措置の下、実効性の確保を図りながら、より強い対策に取り組むこととする。
- このことから、まん延防止等重点措置について国へ要請するとともに、具体的内容については、基本的対処方針を踏まえ検討を進める。

1 行動変容の要請

外出 移動

- ・札幌市内においては、日中も含めた不要不急の外出・移動を控える
- ・不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は極力控える

(参考) 全道域においては、全道での再拡大を防ぐためにも、「感染リスクが回避できない場合の不要不急の外出や移動を控える」ことを要請することを検討

飲食

- ・20時以降、飲食店等のみだりに出入りしない
- ・路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動は行わない

2 飲食店等(宅配・テイクアウトを除く)への要請

- ・営業時間の短縮(20時まで)
- ・酒類の提供自粛(ただし、一定の要件を満たす場合には、19時まで提供可)
- ・カラオケ設備の利用自粛

3 事業者への要請

- ・出勤者数の7割削減を目指し、在宅勤務(テレワーク)などの徹底
- ・大規模な集客施設などへの営業時間の短縮や入場整理などの働きかけ

4 イベントの開催制限

- ・イベント開催は、5,000人上限等

夏の再拡大防止特別対策（改訂）

～まん延防止等重点措置の実施が公示されるまでの間、
道として独自に取り組む対策～

（案）

令和3年7月 日

北海道

夏の再拡大防止特別対策

大型連休、お盆など夏休みシーズンの到来による人の移動の活発化を見据え、リバウンドの防止と段階的緩和の観点から特別対策を講じてきたところである。

札幌市における感染拡大を踏まえ、道として「まん延防止等重点措置」の実施について国へ要請を行うこととしたところであるが、国において判断されるまでの間、独自の対策を強化し感染の抑制に向けて取り組む。

また、ワクチンについては、発症予防、重症化予防とともに、感染予防効果を示唆する報告もあることから、希望する方への接種が円滑に進むよう、関係機関と連携し取り組む。

対象地域 全道域

期 間 令和3年7月12日（月）～8月22日（日）

本道の中心都市であり、他の地域との人の往来も多い札幌市については、「重点地域」として、感染防止対策の一層の徹底を図る。

重点地域 札幌市

期 間 令和3年7月12日（月）～8月22日（日）

※改訂内容については、7月22日～8月22日の期間の適用とする。

※重点地域としての要請・協力依頼については、原則として期間の満了により終了する（全道域と同様の対策に移行）が、新規感染者数が人口10万人当たり15人に近

づくなど、感染の増加が見られる場合には、対策の延長を含め強い措置を講じる。

全道域 (札幌市を除く)

【道民及び道内に滞在している皆様への要請①】

全道域

要請内容

(日常生活において)

- ◆感染性が高いとされるデルタ株に置き換わりが進むことを想定し、「三つの密(密閉・密集・密接)」、「感染リスクが高まる「5つの場面※」」等の回避や、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指消毒」をはじめとした基本的な感染防止対策を徹底する。

(特措法第24条第9項)

※飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり

(特に外出の際は)

- ◆重症化リスクの高い方※と接する際は、基本的な感染防止対策を更に徹底する。

(特措法第24条第9項)

※高齢者、基礎疾患のある方、一部の妊娠後期の方

- ◆**感染リスクを回避できない場合**、札幌市との不要不急※の往来は控える。(特措法第24条第9項)
※具体的には、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものを除き、往来を控えてください。なお、必要な外出や移動であっても、混雑している場所や時間を避けて行動してください。

- ◆「緊急事態措置区域」及び「まん延防止等重点措置区域」との不要不急の往来は極力控える。(特措法第24条第9項)

※道外への移動がどうしても避けられない場合は、体温チェックや必要に応じてPCR検査を受けるなど、体調確認の徹底をお願いします。特に発熱等の症状がある場合は、移動を控えてください。

※また、移動先では、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止対策を徹底するとともに、特に大人数(5人以上)の会食は控えるようお願いします。

- ◆その他府県への移動は、「三つの密」の回避を含め、基本的な感染防止対策を徹底するとともに、特に大人数(5人以上)の会食は控えるなど慎重に行動する。(特措法第24条第9項)

【来道を検討している皆様への協力依頼】

協力依頼内容

- ◆緊急事態措置区域の住民に対しては、不要不急の帰省や旅行など都道府県間の移動は極力控えるよう求められている。どうしても移動が避けられない場合は、感染防止策を徹底するとともに、出発前にPCR検査等を受ける。

- ◆その他の区域の方についても基本的な感染防止対策を徹底し、体温チェックや必要に応じてPCR検査を受けるなど、体調確認を徹底するとともに、その上で、発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控える。

※国では、7月20日から8月31日まで、羽田、成田、伊丹、関西、福岡の各空港から北海道へ向かう利用者のうち、希望者に対して無料のPCR検査・抗原定量検査を実施。

【道民及び道内に滞在している皆様への要請②】

要請内容

(特に飲食の際は)

- ◆感染防止対策が徹底されていない飲食店等の利用を控える。
(特措法第24条第9項)
- ◆飲食店等の利用の際には、飲食店等が実施している感染防止対策に協力する。
(特措法第24条第9項)
- ◆路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を控える。
(特措法第24条第9項)
- ◆飲食は4人以内など少人数、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用する。「黙食～食事は静かに、会話はマスク～」の実践
(特措法第24条第9項)

3

【イベントの開催についての要請】

人数上限
及び
収容率
(※1)

- 人数上限(いずれか大きい方)
5,000人 又は 収容人数50%以内(10,000人以内)
- 収容率
[100%以内] 大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの(※2)
[50%以内] 大声での歓声・声援等が想定されるもの(※3)
※感染予防が徹底されない場合は無観客・オンライン配信での開催に加えて、延期又は中止を検討する。

特措法第24条第9項

※1 人数上限と収容率でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)。

※2 クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等、飲食を伴う発声がないもの(イベント中の食事を伴う場合であっても、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」と取り扱うことを可とする。)

※3 ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等(異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る)内では座席間隔を設けなくともよい、すなわち、収容率は50%を超える場合がある。)

要請内容

- ◆イベント開催に当たっては、業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)
- ◆催物前後の三密及び飲食を回避する方策を徹底する。(特措法第24条第9項)
- ◆国の接触確認アプリ(COCA)導入、名簿の作成など追跡対策を徹底する。(特措法第24条第9項)
- ◆全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントの実施に当たっては、開催要件等について、道に事前相談する。(特措法第24条第9項)

※ 7月22日以降も引き続き、上記の記載事項を満たさないチケットの新規販売を停止すること。

※ 8月23日以降に開催予定のイベントについても本対策期間中は、上記の記載事項を満たさないチケットの新規販売を停止すること。

4

要請・
協力依頼
内容

- ◆在宅勤務(テレワーク)、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を実施する。(協力依頼)
- ◆業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)
- ◆休憩場所や食事場所など、職場での感染リスクが高い場所を再点検する。(特措法第24条第9項)
- ◆感染防止対策が徹底されない場合、カラオケ設備の提供を行わない。(特措法第24条第9項)

5

要請内容

- ◆衛生管理マニュアル(R3. 4. 28改訂)に基づき、学校教育活動、学生寮における感染防止対策を徹底する。(特措法第24条第9項)
- ◆児童・生徒と同居家族の感染状況を即時に把握し、学級・学年・全校での迅速かつ幅広い休業等の措置を講じる。この場合において、オンライン学習等により学びを保障するとともに、留守番が困難な児童の居場所を確保する。(特措法第24条第9項)
- ◆部活動は、衛生管理マニュアルに基づき、感染防止対策を徹底する。(特措法第24条第9項)
- ◆大学、専門学校等ではオンライン授業の活用やクラスを分割した授業などの実施により密を回避する。(特措法第24条第9項)

公立施設

- ◆業種別ガイドライン等に基づき、入場整理など、感染防止対策を徹底する。

6

重点地域

【札幌市民及び札幌市内に滞在している皆様への要請①】

重点地域

要請内容

(日常生活において)

- ◆感染性が高いとされるデルタ株に置き換わりが進むことを想定し、「三つの密(密閉・密集・密接)」、「感染リスクが高まる「5つの場面※」」等の回避や、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指消毒」をはじめとした基本的な感染防止対策を徹底する。

(特措法第24条第9項)

※飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり

(特に外出の際は)

- ◆**感染リスクを回避できない場合、不要不急※の外出や移動を控える。**(特措法第24条第9項)
※具体的には、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものを除き、外出を控えてください。なお、必要な外出や移動であっても、混雑している場所や時間を避けて行動してください。

- ◆**重症化リスクの高い方※と接する際は、基本的な感染防止対策を更に徹底する。**

(特措法第24条第9項)

※高齢者、基礎疾患のある方、一部の妊娠後期の方

- ◆**「緊急事態措置区域」及び「まん延防止等重点措置区域」との不要不急の往来は極力控える。**(特措法第24条第9項)

※道外への移動がどうしても避けられない場合は、体温チェックや必要に応じてPCR検査を受けるなど、体調確認の徹底をお願いします。特に発熱等の症状がある場合は、移動を控えてください。

※また、移動先では、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止対策を徹底するとともに、特に大人数(5人以上)の会食は控えるようお願いします。

- ◆**その他府県への移動は、「三つの密」の回避を含め、基本的な感染防止対策を徹底するとともに、特に大人数(5人以上)の会食は控えるなど慎重に行動する。**(特措法第24条第9項)

【来札を検討している皆様への協力依頼】

協力依頼内容

- ◆**緊急事態措置区域の住民に対しては、不要不急の帰省や旅行など都道府県間の移動は極力控えるよう求められている。どうしても移動が避けられない場合は、感染防止策を徹底するとともに、出発前にPCR検査等を受ける。**

- ◆**その他の区域の方についても基本的な感染防止対策を徹底し、体温チェックや必要に応じてPCR検査を受けるなど、体調確認を徹底するとともに、その上で、発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控える。**

※国では、7月20日から8月31日まで、羽田、成田、伊丹、関西、福岡の各空港から北海道へ向かう利用者のうち、希望者に対して無料のPCR検査・抗原定量検査を実施。

要請内容

- (特に飲食の際は)
- ◆21時以降、飲食店等を利用しない。(特措法第24条第9項)
- ◆感染防止対策が徹底されていない飲食店等の利用を控える。(特措法第24条第9項)
- ◆飲食店等の利用の際には、飲食店等が実施している感染防止対策に協力する。(特措法第24条第9項)
- ◆路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を控える。(特措法第24条第9項)
- ◆飲食は4人以内など少人数、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用する。「黙食～食事は静かに、会話はマスク～」の実践(特措法第24条第9項)

【飲食店等への要請】

対象施設

〔飲食店〕 飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く)
 〔遊興施設〕 キャバレー、カラオケボックス等で食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている店舗

要請内容

- ◆営業時間は、5時から21時まで。(特措法第24条第9項)
- ◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)は、**一定の要件※を満たした店舗においては11時から20時までできることとし、要件を満たさない店舗については、酒類の提供を行わない。**(特措法第24条第9項)
※同一グループの入店は、原則4人以内、アクリル板等の設置(座席の間隔の確保)、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の推奨、換気の徹底、新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)または北海道コロナ通知システムの活用呼びかけ、滞在時間の制限(2時間程度を目安)などにより同時に多数の人が集まらないようにする、店内では大声での会話を避けるよう注意喚起を行う(黙食～食事は静かに、会話はマスク～の実践)、業務開始前に検温を行うなど従業員の体調確認を行う
- ◆業種別ガイドラインなど次の感染防止対策を実施する。(特措法第24条第9項)
 - ・従業員への検査推奨 ・入場者の整理・誘導
 - ・発熱その他の症状のある者の入場の禁止
 - ・手指消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒
 - ・マスク着用その他感染防止に関する措置の周知
 - ・正当な理由なくマスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止(すでに入場している者の退場も含む)
 - ・施設の換気を行う
 - ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止に効果のある措置を講じる など
- ◆飲食を主として業としている店舗等では、カラオケ設備の利用を行わない。(特措法第24条第9項)
- ◆業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)

※要請にご協力いただいた事業者には、支援金を支給

【飲食店等に対する支援金】

中小企業・個人事業者:1店舗ごと1日あたり売上高に応じて 2.5万円～7.5万円 大企業:1店舗ごと1日あたり売上高の減少額に応じて 最大20万円

【イベントの開催についての要請】

人数上限
及び
収容率
(※1)

○人数上限(いずれか大きい方)
5,000人 又は 収容人数50%以内(10,000人以内)

特措法第24条第9項

○収容率
[100%以内] 大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの(※2)
[50%以内] 大声での歓声・声援等が想定されるもの(※3)

※感染予防が徹底されない場合は無観客・オンライン配信での開催に加えて、延期又は中止を検討する。

※1 人数上限と収容率でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)。

※2 クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等、飲食を伴う発声がないもの(イベント中の食事を伴う場合であっても、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの」と取り扱うことを可とする。)

※3 ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等(異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内)に限る)内では座席間隔を設けなくともよい、すなわち、収容率は50%を超える場合がある。)

要請内容

- ◆営業時間は21時まで。(無観客で開催される催物を除く)(協力依頼)
- ◆感染防止対策が徹底されない場合、酒類の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)を行わない。(協力依頼)
- ◆全国的な移動が見込まれるものは、開催について慎重に検討する。(協力依頼)
- ◆イベント開催に当たっては、業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)
- ◆催物前後の3密及び飲食を回避する方策を徹底する。(特措法第24条第9項)
- ◆国の接触確認アプリ(COCoA)導入、名簿の作成など追跡対策を徹底する。(特措法第24条第9項)
- ◆全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントの実施に当たっては、開催要件等について、道に事前相談する。(特措法第24条第9項)

※ 7月22日以降も引き続き、上記の記載事項を満たさないチケットの新規販売を停止すること。

※ 8月23日以降に開催予定のイベントについても本対策期間中は、上記の記載事項を満たさないチケットの新規販売を停止すること。

10

【事業者への要請・協力依頼】

要請・
協力依頼
内容

- ◆職場への出勤を抑制する観点から、在宅勤務(テレワーク)の活用や休暇取得の促進等の取組を実施するとともに、職場に出勤する場合でも、時差出勤やローテーション勤務、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を推進する。(協力依頼)
- ◆業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)
- ◆休憩場所や食事場所など、職場での感染リスクが高い場所を再点検する。(特措法第24条第9項)
- ◆感染防止対策が徹底されていない場合、カラオケ設備の提供を行わない。(特措法第24条第9項)
- ◆大規模な集客施設においては、入場整理など、感染防止対策を徹底する。(協力依頼)
- ◆主要観光施設等のライトアップや繁華街の屋外広告などについて、21時以降、夜間消灯する。(協力依頼)

11

要請内容

- ◆衛生管理マニュアル(R3. 4. 28改訂)に基づき、学校教育活動、学生寮における感染防止対策を徹底する。(特措法第24条第9項)
- ◆児童・生徒と同居家族の感染状況を即時に把握し、学級・学年・全校での迅速かつ幅広い休業等の措置を講じる。この場合において、オンライン学習等により学びを保障するとともに、留守番が困難な児童の居場所を確保する。(特措法第24条第9項)
- ◆高等学校及び特別支援学校では、通勤状況を踏まえ、必要な場合は時差通学を実施する。(特措法第24条第9項)
- ◆部活動は、活動を厳選(時間、人数、場所等)して、感染防止対策を徹底の上、実施し、これによりがたい場合は、休止する。また、健康状態の多重チェックを行うとともに、感染防止対策の全校指導体制を確立する。なお、各競技団体等のガイドラインに基づかない対外試合等は自粛する。(特措法第24条第9項)
- ◆大学、専門学校等ではオンライン授業の活用やクラスを分割した授業などの実施により密を回避する。(特措法第24条第9項)

【公立施設】

公立施設

- ◆業種別ガイドライン等に基づき、入場整理など、感染防止対策を徹底する
- ◆原則休館とする。

道案に対する主な意見

1 有識者・専門家等の意見

1-①

札幌市の状況からみて、道案については異論なし。
高齢者のワクチン接種が進んできたこともあり、若年層の感染が多くな
なってきた。今後は、若い世代の軽症の感染者が増えることが想定
なされるため、感染者数よりも、感染経路不明の割合、病床の専用率・重
症者数をより重視したモニタリングが必要と思う。

この夏を乗り切らないと、また、昨年9月、10月のように大きな波
となってしまう。ワクチン接種の加速と標準予防対策の実施が感染を防
ぐ最強の方法であると考え。

1-②

まん延防止等重点措置の実施に向けてについて、飲食店への時短や酒
類提供自粛については、十分な感染拡大防止効果を求めるには、事業者
の協力が欠かせないので、支援金の前払いを行うなど、より協力を得ら
れやすくなるよう配慮していただきたい。

「まん延防止等重点措置」の実施されるまでの道独自対策について、特
に異存はないが、重点地域において協力が得られた飲食店等には、迅速
な支援金支給を約束することが重要。

感染状況等について、ワクチン接種に関しては、国の計画性のない対
応が地方自治体の接種計画に影響を与えているとはいえ、やはり道や市
町村からの的確な情報が住民の不安解消に不可欠。引き続き、必要なワ
クチンの確保・配付を国に強く求めるとともに、若年層への接種促進に
尽力して頂きたい。

1-③

札幌市から全道への感染拡大を抑え込む必要があると考えられ、まん
延防止等重点措置の適用を含め、対策の実効性の向上を図っていただ
きたい。

半年以上の長期間にわたり、札幌市の飲食店は「時短要請」が課せら
れており、事業者の継続的な協力を得るためにも、「時短要請の感染防
止に対する効果」、さらには「まん延防止等重点措置により1時間前倒
しすることの効果」等を科学的かつ合理的に検証し説明願いたい。

「札幌市民の不要不急の外出自粛」や「道民の札幌市との不要不急の
往来自粛」については、今回、「感染リスクが回避できない場合は」と
いう文言が削除されているが、対策の強化の意味合いを札幌市民や道民
に理解いただくことがより重要であり、北海道スタイルの改めでの徹
底とともに、知事から強いメッセージを発信していただきたい。

今回、「まん延防止等重点措置」が講じられた場合、「全道域におい
て感染リスクが回避できない場合の不要不急の外出や移動を控えること
を要請することを検討」とされているが、広い北海道で、感染がほとん
どない地域まで全道一律に決めるべきでなく、「札幌市」と「札幌市以
外」の比較、「札幌市及びその通勤圏」と「それ以外」の比較など、感
染状況と人流をきめ細かく見極めた上で、地域の実態に応じて、感染
拡大防止と経済のバランスを図った対策内容としていただきたい。

ワクチン接種の加速化に向けて、道におかれては、医師会や市町村と

の連携をより一層強化し、市町村や職域接種を申請した企業に対する着実なワクチン供給を国に強力に働きかけていただくとともに、道の設置する大規模接種会場の効率的かつ柔軟な運用等による接種回数および接種年代の拡大を図るようお願いしたい。

当会としても、引き続き緊張感を維持しながら、会員企業に対するテレワーク等の継続を通じた人流や接触機会の削減ならびにワクチン休暇の推奨等を周知徹底し、感染拡大の収束と社会経済活動の両立に向けた取り組みを進めていく。

1-④

まん延防止等重点措置の国への要請について、大いに賛成する。

理由は、オリンピックの開催と学校が夏季休業に入るために、なんとしても人流をおさえることが必要だと考えるからである。また、具体的な対策についても、やむをえないと考える。

ワクチン接種が全体に広がり、今回が最後の措置となるよう、道民に納得のいく説明を行っていただきたい。

1-⑤

現在の感染状況を踏まえると、まん延防止等重点措置の要請と独自措置の延長はやむを得ない。ただし、長期に及ぶ対策の実効性を確保するために、また、早期に対策を解除できるように協力を呼びかけるメッセージが必要。

また、ワクチン接種が一定程度進んでいるので、感染対策と日常生活を取り戻すためのバランスのとれた政策の打ち出しも検討してほしい。

1-⑥

夏の再拡大特別対策の内容について、事業所などでの感染対策が不十分であるが故に感染が拡大していると考えられ、そちらの対策を強化する必要がある。

まん延防止等重点措置の国への申請の可否について、措置の実効性には大いに疑問があるが、行政の姿勢として申請せざるを得ないと考える。

まん延防止等重点措置適用後の対策については、前述したように、事業者への要請を最も重視すべきであると考えます。

1-⑦

国の対応がわからないと道としても対応が難しいことと理解する。

先手かつ道としてできるかぎりの十分な対応が望ましく、現段階ではこれでよいと思う。

1-⑧

道案に異論は無い。感染状況を踏まえると、まずは道独自の対策として、より強い措置を打つべき。

まん延防止等重点措置の国への要請は速やかに行うべき。

対策の実施に当たっては、措置の必要性などを道民に分かりやすく丁寧に示して欲しい。

1-⑨

道案に異論は無い。

お盆など夏休み期間中の人流を抑えることが重要であり、札幌市との不要不急の往来を控えることについて強いメッセージを発信すべき。

併せて道外からの来道客に対する発信もお願いしたい。

1-⑩

「夏の再拡大特別対策」の内容や「まん延防止等重点措置」の国への申請について異論なし。

いずれにしても、デルタ株の蔓延と道外からの人流の増加により、新規感染者数が増えると予測される。

1-⑪

五輪が始まる。特にチケットが不要なマラソン、競歩について、道外から一瞬でも観ようと人が訪れ、ついでに道内を観光していく可能性があると考えられる。道民だけではなく、道外に向けても、かなり強いメッセージが必要ではないか。ワクチン接種が進むに連れて医療が必要な状態が相当数抑えられ、医療機関への負担が減るとよいが。

1-⑫

夏の行楽シーズンを迎えている中で、札幌市内における新型コロナ感染者の増加傾向にあること、変異株の拡大等の状況を踏まえれば、道の特別対策の重点対策の期間延長、まん延防止重点措置の申請等にかかる道のお考えは、適切なものと考えられるため、異論なし。

市町村・関係団体の意見

2-①

札幌市内でデルタ株の感染が拡大傾向にあることから、札幌市民への要請にある「不要不急の外出や移動を控える」ことについて、対策の徹底を講じていただきたい。

まん延防止等重点措置を国へ要請することについて同意する。ただし、今後本市の感染状況に拡大傾向が見られた際には、「札幌圏」という圏域に配慮いただき、重点措置区域の拡大等について迅速に対応されるようお願いしたい。

2-②

感染者数の分析について、全体の人口から感染者の割合を示しているが、今後においては、ワクチン接種率を加味した分析もお願いしたい。

例えば、今後、ワクチン接種率が上がり、新規感染者数がデータ的には減少傾向になってきているときに、ワクチンを接種していない人の感染者割合を分析することで、接種していない人の中では、実は、市中感染が広がっている、又は減少しているのかが見えることとなり、必要な感染予防対策を行なえるのではないかとと思われる。

また、ワクチンを接種した人の感染率、ワクチンを接種しない人の感染率を比較することで、ワクチンの有効性が目に見える形になるとと思われる。

2-③

道内の感染状況等について、療養者数、新規感染者数など主な指標が増加している状況は非常に懸念するところであり、札幌市において道の警戒ステージ4相当として強い対策講じることや、早期に対策する観点から、まん延防止等重点措置の実施を国へ要請することはやむを得ないものと考ええる。

夏の再拡大防止特別対策については意見等なし。

2-④

年代別感染者数を見ると、全国下位とはいえ高齢者のワクチン接種が進み、20～30代以下の割合が6割を越え、重症患者数も抑制されている。再拡大防止対策の成否を握るのは、若年者向けの対策であり、拡充を期待したい。

札幌市内の飲食店は限界を超えており、まん延防止、緊急事態宣言により、時短要請、休業要請となれば、さらに強い反発と、休業業・倒産の急増が懸念される。

また、やむを得ず飲食店等に時短要請を行うのであれば、事業存続を可能とする十分な支援策をセットで打ち出していきたい。

道・市の職員が各店舗を巡回し、対策をチェックし、対応していない店舗に対しては、時短要請、休業要請を個別に行い、対策が十分な店舗は、営業を緩和するなど、より個別の対応にシフトしていくことが感染拡大の抑止につながると考える。

特に、すすきのにおいては、すすきの観光協会と連携を強め、対策の徹底、対策のチェックなどさらに一段強い対応を行うべき。